

群馬県における
人とペットの災害対策ガイドライン
(飼い主編)



令和4年3月
群馬県

目次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.1
- 2 飼い主が日頃から備えるべきこと・・・・・・・・ p.2
 - (1) 飼い主としての心構え
 - (2) 具体的なペットの災害対策
 - ① 住まいや飼育場所の安全確保
 - ② 家族での話し合い、飼い主仲間等との連携
 - ③ しつけや社会化
 - ④ 健康管理
 - ⑤ ペットの所有者明示
 - ⑥ 避難用品及び備蓄品の確保
 - ⑦ 避難に必要な情報収集と防災訓練
 - ⑧ 同行避難できない場合の対応
 - ⑨ 動物取扱業者及び危険な動物(特定動物)飼育者等について
- 3 災害時に飼い主がとるべき行動・・・・・・・・ p.13
- 4 参考資料（チェックシート等）・・・・・・・・ p.17
 - ・ ペットの災害対策状況チェックシート
 - ・ 家のペットの情報
 - ・ 避難所への避難経路
 - ・ 県内の動物愛護センター等に関する情報

1 はじめに

群馬県では、令和2年3月に「群馬県における人とペットの災害対策ガイドライン（市町村編）」を作成し、市町村と連携した避難所でのペットの受け入れ体制の整備に向け取り組んでいます。

この「群馬県における人とペットの災害対策ガイドライン（飼い主編）」は、自然災害に備え、適切な避難行動をとるために、飼い主の皆様の日頃から取り組んでいただきたいことをまとめたものです。

本書を御活用いただき、今から備えていただければ幸いです。

★本ガイドラインでの用語の説明★

用語	定義
動物愛護管理法	「動物の愛護及び管理に関する法律」の略称
同行避難	ペットと一緒に安全な場所に避難すること 【注意】避難所等で飼い主がペットと同じ部屋で生活することではありません
自助	自分の身の安全を自分自身で守ること
共助	周囲の人達が助け合うこと
公助	公的な機関から提供される支援

2 飼い主が日頃から備えるべきこと

(1) 飼い主としての心構え

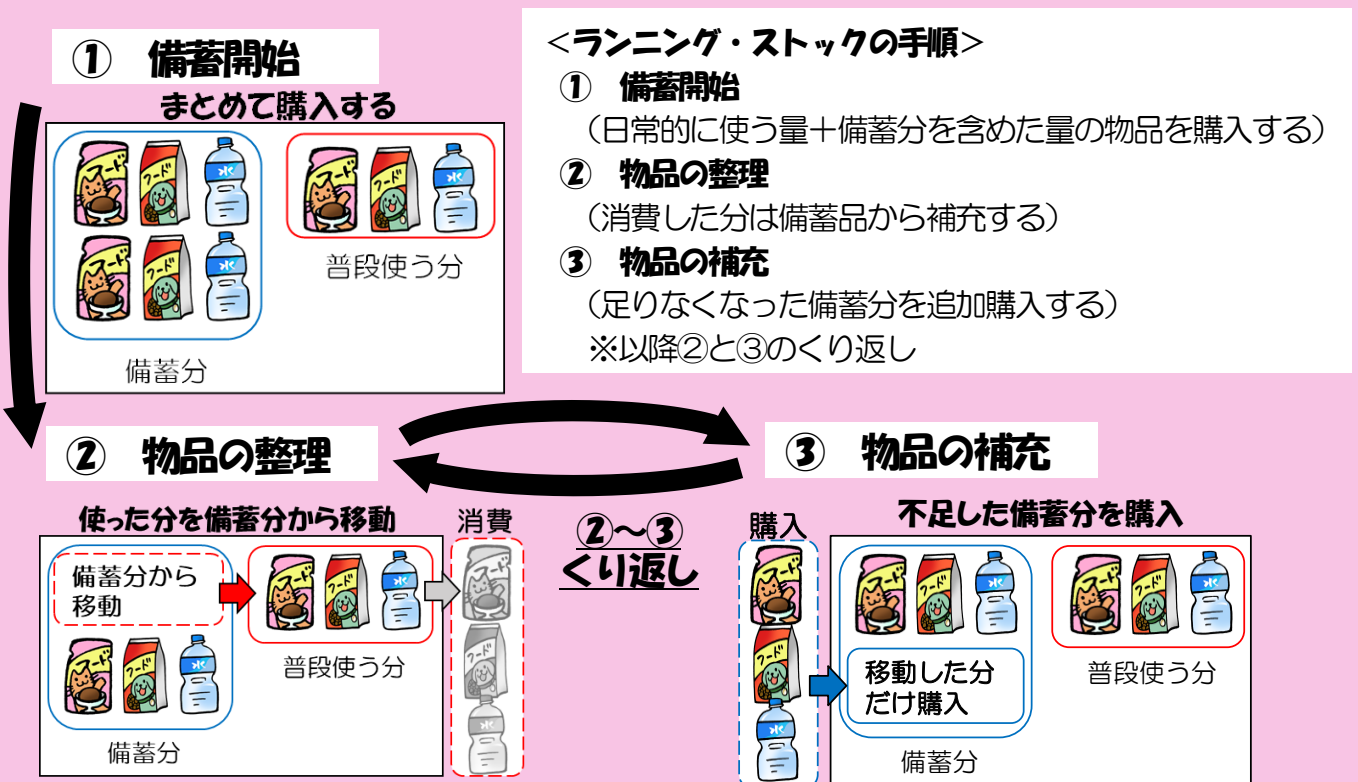
災害発生時は**自助**が基本になります。飼い主は、自身だけでなくペットの身も守らなければなりません。大切なペットを守るためにも、日頃から自身で守りきれる頭数で飼育することを心がけ、災害発生時には自分の身の安全を最優先に確保することが大切です。

また、ペットと一緒に**同行避難**する際は、避難先でのルールを守り、他の避難者に迷惑がかからないように配慮するなど、飼い主として責任をもって世話をしていく必要があります。

こうした対応をとるために最も有効な災害対策は、普段からペットの適正な飼育に取り組むことです。自身の飼い方を振り返りながら、地域の手本となる飼い主を目指しましょう。

コラム ランニング・ストック方式によるかしこい備蓄

災害に備えたエサや水などの備蓄は大変だと思われがちですが、ちょっとした工夫でムダなく効率的に備蓄することができます。ここでは、ランニング・ストック方式での消耗品の備蓄方法を紹介します。



(2) 具体的なペットの災害対策

① 住まいや飼育場所の災害対策

災害が起こった時に、自身や家族、ペットがけがをしないよう住まいや飼育場所の災害対策を行きましょう。

お住まいの地域のハザードマップなどを確認し、地域で起こるかもしれない災害をイメージしながら、必要な対策を行きましょう。

ポイント



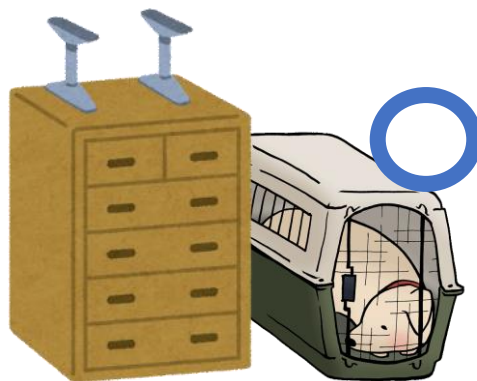
【家屋】

- 耐震強度の確認、補修など



【屋内】

- 家具、飼育ケージ等の転倒や落下の防止
- ペットの緊急避難場所の確保
(ケージやクレートなど)



【屋外】

- 飼育小屋などの安全確保
(塀やガラス窓の近くを避ける)



② 家族等での話し合い、飼い主仲間等との連携

災害はいつどこで起きるかわからないため、災害が起きた時にあなたが家族と一緒に自宅にいるとは限りません。予想外の状況にも、できる限り慌てずに対応できるよう、家族や親戚、友人等と話し合い、役割分担や連絡方法などを確認しておきましょう。

また、いざという時には**共助**ができるよう、飼い主同士や近隣住民との間で、物資の持ちよりや共同飼育の申し合わせなどの協力について話し合っておくことが望まれます。共助を円滑に行うには、普段から飼育マナーに気を配り、コミュニケーションをとることが大切です。

ポイント



【家族での話し合い】

- 連絡方法や集合場所の共有
- ペットの避難方法や家族の役割分担
- 留守中の対処方法と協力体制
- 緊急時のペットの預け先の確保



【飼い主仲間や地域住民での協力】

- 物資の持ちよりや共同飼育などの申し合わせ



コラム 飼い主の義務ってどんなものがあるの？

ペットの飼い主が守らなければいけない義務や遵守事項を簡単に紹介します。

動物愛護管理法（ペット全般）	
動物の習性等を理解して安全と健康を確保する	感染症の正しい知識を理解し予防に注意する
最後まで責任を持って飼う	所有を明らかにするために名札などをつける
みだりに繁殖しないよう繁殖防止措置をとる	人に危害・迷惑をかけないようにする
狂犬病予防法（犬のみ）	
犬を飼い始めたら犬がいる市町村へ登録をする	鑑札や注射済票を犬につける
年に1度狂犬病予防注射をする	

③ しつけや社会化

災害発生時に、ペットを落ち着かせ速やかに同行避難し、避難先でトラブルなく過ごすためには、普段から基本的なしつけや社会化を行い、飼い主のいうことをきくようにしておくことが大切です。特に、ケージに入ることに慣れていないと避難行動が遅れたり、避難先でペットの管理に困ったりすることがあります。

しつけは基本的に飼い主が中心となって行いますが、犬についてはドッグトレーナーに依頼する方法などもあります。適切な方法でしつけを行きましょう。

こうしたしつけや社会化は、ペット自身のストレス軽減にもつながります。

ポイント



【犬の場合】

- 「待て」「おいで」「お座り」「ふせ」などの基本行動ができること
- ケージなどの中に入ることを嫌がらないこと
- 不必要に吠えないこと
- 人や他の動物を怖がったり攻撃的になったりしないこと
- 決められた場所で排泄ができること



【猫の場合】

- ケージやキャリーバックに入ることを嫌がらないこと
- 人や他の動物を怖がらないこと
- 決められた場所で排泄ができること

コラム 安全にしつけをするには？

ペットのしつけ方は様々ありますが、取り組みやすい安全な方法として、「正の強化」をするという方法があります。

この方法は、「ペットの好ましい行動（飼い主が望む行動）」をほめて強化することで、その行動をより多く、より強く出るようにする方法です。

例) ケージに入るようにしつけたいとき

→ 「ケージの中に上手に誘導し、入ったときにほめる」をくり返す



④ 健康管理

普段と違う場所での生活では、ペットもストレスを感じ、下痢や嘔吐、食欲不振など体調を崩すことがあります。また、多くの人やペットが集まる避難所では、感染症を広げない対策が必要なため、ペットの受入れに際し、感染症予防ワクチンの接種や寄生虫の駆除を条件としている場合もあります。

ペットと安心して同行避難するためにも、普段からペットの健康管理や感染症予防を行っておくことが大切です。かかりつけの動物病院をつくり、定期的に健康チェックを受けましょう。

また、望まない繁殖や、発情に起因する無駄吠えや咬傷事故などのトラブルを防ぐために不妊去勢手術を実施しましょう。手術をすることで、ペットの疾病予防やストレス軽減の効果も期待できます。

そのほか、自宅でブラッシングをしたり、ペットサロンでトリミングをしてもらったりするなど、ペットの身だしなみを整え清潔を保ちましょう。

ポイント



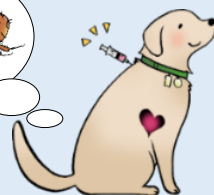
【動物病院での定期健康チェック、ペットサロンの利用】

- 各種ワクチンの接種（狂犬病予防、その他感染症予防）
- 犬フィラリアやノミ・ダニなどの寄生虫の予防・駆除
- 不妊去勢手術の実施
- ブラッシング、シャンプー、トリミングで清潔を保つ

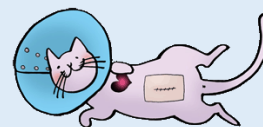
動物病院 にいこう



健康診断



ワクチン接種
ノミ・ダニ駆除



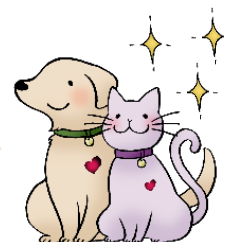
不妊去勢措置

ペットサロン にいこう



トリミング

ほかの避難者も
安心できるね



⑤ ペットの所有者明示

ペットが逃げ出さないように対策することは飼い主の基本ですが、災害発生時には、自宅の柵や窓などが壊れ、ペットが逃げ出してしまう場合なども想定しておく必要があります。

はぐれてしまったときに、ペットが飼い主の元へ無事に帰ってこられるようにするには、普段からの確実な所有者明示が不可欠です。ペットには必ず首輪などに迷子札等をつけ、外れないかどうかを定期的に点検しましょう。また、外れてしまった場合に備え、ペットにマイクロチップを装着し所有者情報をデータベースに登録しておくと安心です。

ポイント



【犬の場合】

- 首輪の装着と点検（締め具合、摩耗具合など）
- 鑑札、狂犬病予防注射済票、迷子札の装着
- マイクロチップの装着



【猫の場合】

- 首輪の装着と点検（締め具合、摩耗具合など）
- 迷子札の装着
- マイクロチップの装着



迷子札は、飼い主名字と連絡先を記載



猫の首輪は、引っかかり防止のため力が加わると外れるタイプも多いので、できる限りマイクロチップを装着することが望ましい

【その他の動物】

- 動物の種類に応じて、足環、耳標、マイクロチップ等の装着

コラム マイクロチップ装着の義務化

令和元年の動物愛護管理法の改正により、犬や猫の飼い主は、飼っているペットへのマイクロチップ装着に努めることと定められました。さらに、事業者が販売する犬猫への装着が義務化されました（施行は令和4年6月1日から）。



⑥ 避難用品及び備蓄品の準備

災害発生時には、物流が滞り必要な物資をそろえることが難しくなります。

また、**公助**が始まるまでには時間がかかり、必要なものが全て支給されるとは限りません。

そのため、公助が始まるまでの間（少なくとも5日分程度）に必要なペット用品等を備蓄しておくことが重要です。持ち出す物に優先順位をつけ、整理して保管し、いつでも持ち出せるように準備しておきましょう。下の<ポイント>では、優先順位の高いものから順に、準備するとよい主な物品を紹介します。

ポイント



【優先順位1】動物の健康や命に関わるもの

- 療法食、薬



災害時は手に入りにくいので最低限の備えを

- フード、水（少なくとも5日分）
- 食器



ストレスで食欲が落ちることも。ウェットフードも備えると安心

- キャリーバッグやケージ

ペットを安全に運ぶために
欠かせません



- 予備の首輪、リード（伸びないもの）



- ペットシート、排泄物の処理用具
- トイレ用品

（猫の場合は猫砂。使用済み猫砂が少しあると良い）

後始末のことも考えて



【優先順位2】 大切な情報がわかるもの

- 飼い主の連絡先
- ペットに関する飼い主以外の緊急連絡先、預け先情報
- ペットの写真・画像（特徴がわかり、できるだけ新しいもの）
- ワクチン接種状況、既往症、投薬中の薬の情報、検査結果、健康状態、かかりつけの動物病院等の情報（ペット健康手帳など）



かかりつけ病院の情報



ペットの写真や画像

- ・できるだけ新しいもの
- ・ペットの特徴がわかるもの
- ・飼い主と一緒に写っているもの

【優先順位3】 その他ペット用品（あると便利なもの）

- タオル、ブラシ
- ウェットタオルや清浄綿（目や耳の掃除など多用途に利用可能）
- ビニール袋（排泄物の処理など多用途に利用可能）
- お気に入りのおもちゃなど匂いがついた用品
- 洗濯ネット（猫の場合に屋外診療、保護時に有用）
- ガムテープやマジック（ケージの補修、段ボールを用いたハウス作り、動物情報の掲示など多用途に使用可能）



1匹でもこのくらいの量になります

成猫1匹で最低限必要なものを揃えた例

⑦ 避難に必要な情報収集と防災訓練等

災害発生時に、安全かつ速やかに同行避難をするには、あらかじめ避難計画を立てて、その計画に沿って実際に同行避難できるよう訓練する必要があります。

避難計画は、ハザードマップや避難所に関する情報を確認しながら作成しましょう。こうした情報は、県やお住まいの市町村ホームページをみたり、問い合わせたりするなどして確認しましょう。

また、避難場所は複数準備し、実際に避難場所までの経路を辿って所要時間などを確認しておきましょう。危険な場所があれば迂回路を準備すると安心です。

さらに地域での避難訓練などにも積極的に参加して、避難所に着いてからの流れなども確認しましょう。

下の〈ポイント〉では、避難計画を立てるために必要な情報や、避難場所までの同行避難訓練をするときに確認しておくの良い事項を紹介します。

こうした準備は家族で情報を共有しながら行い、入念に備えましょう。

ポイント



【情報の収集】

- ハザードマップで危険区域等を確認
- ペットの受入れが可能な指定避難所の把握
- 指定緊急避難場所、指定避難所への所要時間、道中の危険箇所の把握
- 通行できない時の迂回路の確認
- 指定避難所が被災している場合の2次避難先の想定
- 指定避難所での飼育ルール等の確認
- ペットの同行が不可能になった場合の避難先や預け先の想定

【防災訓練等での確認事項】

- 指定避難所でのペットの反応や行動の把握
- 指定避難所での動物が苦手な人への配慮



指定緊急避難場所：公園など、災害時に命を守るため一時的に避難する場所

指定避難所：学校など、災害発生時に一定期間生活する場所

★群馬県ホームページの防災関連ページの紹介

○県防災トップページ（総合案内はこちら）

URL : <https://www.pref.gunma.jp/05/a5510001.html>



○県内市町村ハザードマップ

URL : https://www.pref.gunma.jp/05/am49_00087.html



○マイ・タイムライン（個人の避難行動計画）

URL : https://www.pref.gunma.jp/06/h40g_00121.html



○人とペットの災害対策

URL : https://www.pref.gunma.jp/05/by01_00355.html



⑧ 同行避難できない場合の対応

飼い主やペットの事情により同行避難ができない場合は、ペットを一時的に預けられる人を探しておくなど、他の方法を準備しておきましょう。ペットを預ける場合は、あらかじめ対応できる親戚や友人、動物病院などを見つけ、具体的な方法などを取り決めておきましょう。

自宅や周辺の安全が確保されない間は、自宅待機はやめましょう。

ポイント



- 事情により、同行避難が難しい場合は別の方法を考える
- ペットを預ける場合は、親戚や友人、動物病院等へ相談し協力を得ておく
- 自宅及び周囲の安全が確保されないうちは、自宅待機はしない



⑨ 動物取扱事業者や危険な動物（特定動物）飼育者等について

大型の動物や危険な動物など、専用の飼育施設が必要となる場合については避難所での受入れは困難です。自助を基本として施設の災害対策を徹底するほか、行政や他の動物取扱業者等と協力関係を作り、自らもいつでも支援ができるように飼育用品の備蓄等に努めましょう。

ポイント



- 自助を基本として施設の災害対策を徹底し、安全確保に努める
- 自らが支援することも想定して飼育用品などを備蓄する
※ランニング・ストック方式による管理が望ましい
- 行政機関や他の動物取扱業者等との連携・協力体制を整える
- 特定動物が逃げ出した際は、捕獲に最大限の努力を払うとともに、警察署、許可を受けた保健所や動物愛護センター、市町村へ通報する

3 災害時に飼い主がとるべき行動

ここでは、「**2 飼い主が日頃から備えるべきこと**」を踏まえながら、災害発生直後から終息するまでに飼い主が取るべき主な行動を整理しています。災害時に適切な避難行動がとれるよう備えましょう。

(1) 飼い主の初動対応（災害発生直後～）

飼い主がとるべき行動



- ① 飼い主自身の安全の確保
- ② ペットの安全の確保
- ③ 自宅や周辺の被災状況の情報収集(ラジオ・TV・インターネットなど)
- ④ 同行避難するかどうかを判断

(2) ペットとの同行避難

飼い主がとるべき行動



● 災害発生時にペットと一緒にいる場合

事前に立てた避難計画に沿って、避難場所へ同行避難をしましょう。

● 災害発生時にペットと離れた場所にいる場合

自身の安全確保を最優先します。その上で、避難計画に沿って家族や親戚、友人に連絡を取り、対応を依頼しましょう。

自身も、周囲の被災状況を確認し行動方針を決めましょう。

(3) 避難中のペットの飼育場所の確保

飼い主がとるべき行動



● 避難所で飼育する場合

避難所でのルールに従い、飼い主が責任を持って世話をしましょう。
ペットスペースを利用する際は、飼い主どうし協力して維持管理をしましょう。

● 車中で飼育する場合

避難所での受け入れ条件や被災状況により、ペットを自家用車の中で飼育する際は、以下の点に注意しましょう。



➤ 飼い主は避難所に避難し、ペットは車中で飼育をする場合

- ペットの熱中症や感染症対策をしましょう。
(車内温度に注意し、十分な換気と飲み水を準備しましょう。)
- 長時間離れる場合は、ペットを安全な場所に移動しましょう。

➤ ペットと一緒に飼い主が車中に避難する場合

- 最寄りの指定避難所を確認し、支援物資を取りに行きましょう。
- エコノミークラス症候群や熱中症、一酸化炭素中毒等に注意しましょう。
(車内温度に注意し十分な換気を行いましょう。また、手足が伸ばせるスペースを確保しましょう。)

● 自宅で飼育する場合

自宅及び周辺に危険がないことが条件です。
以下の点に注意しながら、自宅で飼育を続ける間も災害情報の収集に努め、いつでも同行避難等ができるように準備をしましょう。



➤ ペットと一緒に飼い主が自宅に留まる場合

- 最寄りの指定避難所を確認し、支援物資を取りに行きましょう。

➤ 飼い主は避難所に避難し、ペットは自宅で飼育をする場合

- 避難所から自宅へ定期的に通い世話をしましょう。

● ペットを一時的に預ける場合

避難所での飼育が困難な場合や、飼い主の事情によりペットの飼育ができない場合には、事前に立てた避難計画に沿って、預け先に預けましょう。

緊急で預け先を探すことになった場合は、預かる条件や期間、費用などをよく確認し、適切な預け先に預けましょう。

<預け先候補>

- 親戚や友人、知人
 - 動物病院や動物愛護団体
 - 行政の一時預かり施設
- など



(4) 避難終了、仮設住宅等での飼育

飼い主がとるべき行動



災害からの復旧や住居環境の整備が進み、避難所での生活が終息する場合には、飼い主がペットスペースの片付けをしましょう。

仮設住宅などに移る場合には、そこでのルールを守り適正な飼育を行いましょう。

災害発生時の行動をシミュレーションしてみよう

— ペットと一緒に災害を乗り越えるために —

それぞれのケースでシミュレーションをしながら、対策ができていない項目を確認し、改善しましょう。



4 参考資料（チェックシート等）

（ご家庭での対策状況の確認や資料の準備にお役立てください）

- ペットの災害対策状況チェックシート
- _____家のペットの情報
- _____避難所への避難経路
- 県内の動物愛護センター等に関する情報

ペットの災害対策状況チェックシート

1 住居の防災対策

チェック	確認目安	確認項目	関連ページ
	日常的に	家財の転倒防止を実施したか	3 ページ
		塀や柵などの破損がないか、飼育場所に倒れてこないか	
		災害時にペットが安全に隠れられる場所を確保したか	

2 家庭内・友人等の協力体制づくり

チェック	確認目安	確認項目	関連ページ
	～年1回	家族内で話し合い、行動計画を立てた	4 ページ
		飼い主仲間や近所と災害時の協力について取り決めた。 (共同飼育やエサなどのペット用品の持ち寄りなど)	12 ページ

3 ペットの適正な管理

チェック	確認目安	確認項目	関連ページ
	日常的に	基本的なしつけや社会化ができている (ケージに入れる、まて・おいでができる、人慣れしている)	5 ページ
		ペットの健康管理をしている。清潔を保っている。 (ワクチン接種、ノミダニ駆除、ブラッシングなど)	6 ページ
		確実なペット所有者明示を行っている。 (鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップ)	7 ページ

4 避難用品及び備蓄品の確保

優先順位 1：動物の健康や命に関わるもの※消耗品はランニング・ストック方式で管理

チェック	確認頻度	確認項目	関連ページ
	日常的に	療法食・処方薬	8 ページ
		フードと水（最低5日分）、食器	
		ペットシート、排泄物処理道具、トイレ用品	
	～年1回	キャリーケージ、首輪・リード（伸びないもの）	

優先順位 2：大切な情報がわかるもの

チェック	確認頻度	確認項目	関連ページ
	～年1回	飼い主連絡先、協力友人・家族の緊急連絡先	9 ページ
		ペットの写真	
		ワクチン接種状況、持病、投薬・検査結果情報、かかりつけ動物病院の情報がわかるもの（ペット健康手帳など）	

優先順位 3：その他ペット用品など（あると便利なもの）

チェック	確認頻度	確認項目	関連ページ
	～年1回	タオル・ウェットタオル等、ブラシ、ビニール袋、好きなおもちゃ、洗濯ネット、ガムテープやマジック	9 ページ

5 防災訓練等

チェック	確認頻度	確認項目	関連ページ
	～年1回	情報の収集（ハザードマップ、避難所に関すること）	10 ページ
		避難訓練の実施や参加	

家のペットの情報

写真・画像掲載場所

<写真のポイント>

- ・ペットと一緒に飼い主が写っているものが良い
- ・ペットの見た目の特徴がよくわかる写真ものが良い
- ・複数のアングルの写真があるとより良い
- ・複数の動物を飼育している場合は、それぞれで作成しておくが良い

1 ペットの情報

名前：	種類：	毛色：
性別： オス ・ メス	不妊・去勢手術： 済・未済	
生年月日：		
マイクロチップ：あり(番号：)・なし	
犬の鑑札番号：		
犬の狂犬病予防注射：		
その他ワクチン接種：		
持病・飲んでいる薬など：		
特徴や性格：		

2 飼い主等の情報

飼い主氏名：	関係者連絡先： (続柄)
電話番号：	電話番号：
E-mail①：	E-mail②：
飼い主の住所：	
その他非常時の連絡先：	(関係)
かかりつけの動物病院：	

地図情報掲載欄

<作成のポイント>

①事前に避難所の情報をチェック

- ・対応可能な災害の種類（避難所により異なります。）
- ・ペットの受入れ状況（受入れできるか、どんな方法か）

②①の情報を踏まえ、避難場所を決める

- ・避難場所は複数考えておく

③避難場所へのルートを決める

- ・地図は、自分以外の家族が見ても分かる縮尺のものを準備
- ・ルートは、通れない場合も想定して迂回路も準備しておく

避難所の名称、所在地及び避難所の特徴

避難所までのルート

県内動物愛護センター等に関する情報

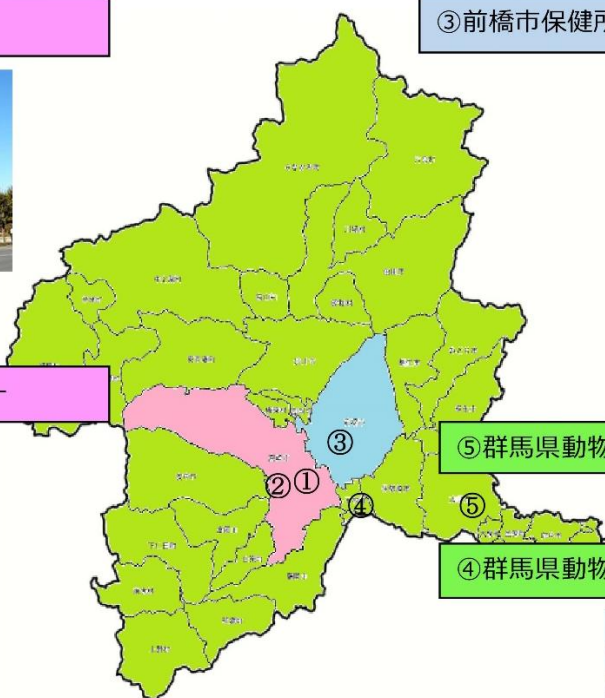
①高崎市保健所



③前橋市保健所



②高崎市動物愛護センター



⑤群馬県動物愛護センター 東部出張所

④群馬県動物愛護センター本所



連絡先

群馬県動物愛護センター本所	〒370-1103	群馬県佐波郡玉村町樋越 305-7 TEL 0270-75-1718 FAX 0270-65-3379
群馬県動物愛護センター東部出張所	〒373-0033	群馬県太田市西本町 41-34 TEL 0276-55-0731
前橋市での御相談は 前橋市保健所	〒371-0014	群馬県前橋市朝日町 3-36-17 TEL 027-220-5777 FAX 027-223-8835
高崎市での御相談は 高崎市保健所	〒370-0829	群馬県高崎市高松町 5-28 TEL 027-381-6116
高崎市動物愛護センター	〒370-0867	群馬県高崎市乗附町 2747 TEL 027-330-2323

本書に関する問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県庁健康福祉部食品・生活衛生課
TEL 027-226-2442 FAX 027-220-4300